

Genki の Navi Navi

vol.13 10-01

2010年5月号

特集 「グループ企業内取引が変わる!!」

〒635-0074

大和高田市大字市場中町793-4

発行所 辻井賢博税理士事務所 責任者 辻井 賢博

TEL 0745-53-0505~6 FAX 0745-22-9858

E-mail office-tsujii-0@helen.ocn.ne.jp

HP <http://辻井税理士.jp>



今年23歳になる姪が我が家に泊まりに来た。デジタル構造の彼女からWEB活用に
関する教示を受けることに…iphone…ipad…ちんぷんかんぷん。適当にデジタルもア
ナログも解っていたつもりだったのだが、こりゃまったく駄目だと反省しきり。そう
するうち、youtubeなるサイトに接続。その中身を閲覧するや…「すご~い」のであ
る。ニュース、ドラマ、映画などなど…ほとんどが無料で楽しめるらしい。おまえ、
今頃…あほかと言われそうだが…知らなかった。

その中で、永田町を舞う「謎の鳥」と題する記事を発見。一部で出回っているらし
いから、ご存知の方も多いかも…全文はこうだ…日本には謎の鳥がいる。正体はよくわからない。中国
から見れば「カモ」に見える。米国から見れば「チキン」に見える。欧州から見れば「アホウドリ」
に見える。日本の有権者には「サギ」だと思われている。オザワから見れば「オ
ウム」のような存在。でも、鳥自身は「ハト」だと言い張っている。「カッコウ」
だけは一人前に付けようとするが、お「フクロウ」さんに、「タカ」っているら
しい。それでいて、約束したら「ウソ」に見え、身体検査をしたら「カラス」
のように真っ黒、疑惑には口を「ツグミ」、釈明会見では「キュウカンチョウ」
になるが、実際は「ヌエ」のようだ。頭の中身は「シジュウカラ」、実際は単な
る鶺鴒の「ウ」。「キジ」にもなる「トキ」の人だが、私はあの鳥は日本の「ガン」だと思う…ご存知、
あの「お方」に関する記事ですが、作者は井上博道さんという方らしい。ここに掲載にするにつき、許
可はいただいております、がWEBで公開されてるし…ごめんなさい…



それにしても、「ポッポさん」、みんなの期待を込めてあなたに差し上げた冠は、決してあなた個人
のものではないんです。この国のみんながそれぞれの努力に応じて元気になれるような政治を望んでいま
す。いま、本当に何とかしないとこの国は沈んでしまいます。1200兆円の個人資産があるといっても、
国の借金は900兆円。前政権も含め人気取りにお金をばら撒いてる余裕なんてありますか。この国の民
を流浪の民としないよう…参政権を持っているっていったって、一国民に過ぎ
ない私たちには、ただ目の前の問題を解決するのが関の山。悲しいかな、
GENKI NAVINAVIと呪文を唱えることしかできない自分に…忸怩たる思い。
悲しくても、辛くても、明日のためにGENKI NAVINAVI、GENKI
NAVINAVI。祈りましょう。

【1】グループ内法人間の寄附金

① 受贈益が課税されません

法人から法人へお金を無償で贈与（つまり寄附）すれば、これまでは寄附した法人側ではほとんど損金にならず、寄附された法人側では受贈益として全額課税されていました。

ところが、今回の改正では、寄附した法人側では全額損金にならないかわりに、寄附された法人側では、全額課税されていた寄附金が益金不算入となり、課税されなくなったのです。



② 資金援助がしやすくなりました。

これまでであれば、親会社の子会社を支援する場合、親会社の子会社に資金を寄附したら子会社では受贈益となり課税されていました。また、親会社の子会社に資金の貸付けをしたら子会社は利息を支払う必要があり、親会社は受取利息を課税されていました。

しかし、今回の改正によって、グループ企業間で課税されずに資金の援助ができるようになったということになります。



【2】グループ内法人間の資産の譲渡

① 譲渡益が課税されません

法人が資産を譲渡した場合、譲渡益が発生すれば、その譲渡の時に課税されていました。ところが今回の改正では、グループ企業内で資産を譲渡した場合には、その譲渡の時に課税せず、取得した側の法人が譲渡や廃棄などをした時まで課税を繰り延べることとなりました。

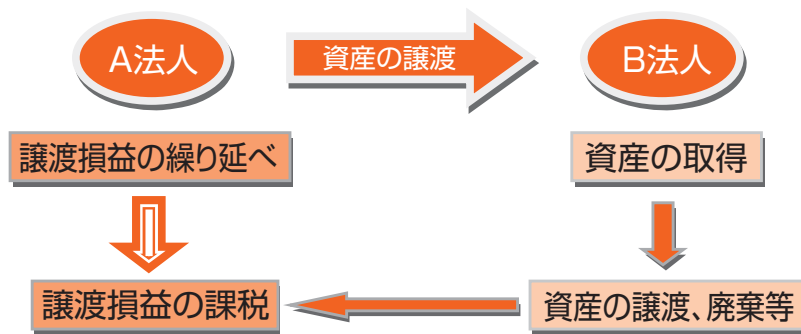
これによって大きな含み益がある資産の移転が容易になりました。

ただし、その資産が減価償却資産である場合は、取得した法人側でその資産の減価償却費を損金計上した額だけ譲渡した法人側で課税されていくこととなります。

② 譲渡損も損金になりません

今回の改正では、グループ企業内で資産を譲渡し損失が生じた場合には、譲渡益が出た場合と同じく、その譲渡の時に損金とはせずに、取得した側の法人が譲渡や廃棄などをした時まで損失を繰り延べることとなりました。

グループ企業間で資産を譲渡して含み損を出し、その譲渡した法人の税負担を意図的に軽減することができなくなったこととなります。

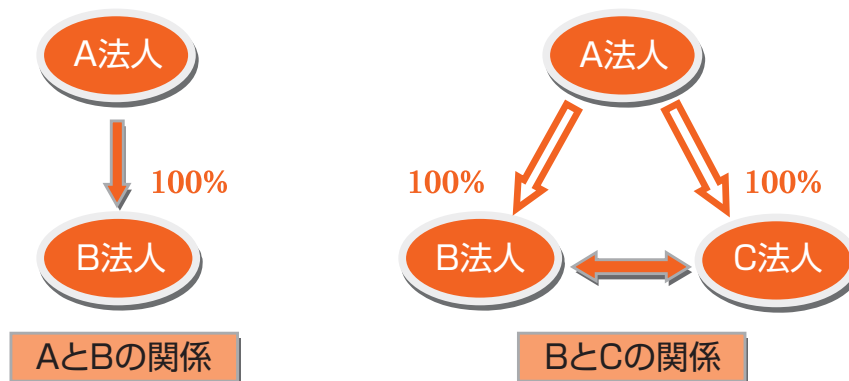


(注1) 帳簿価額1,000万円未満の資産や棚卸資産などは規定の対象外です。

(注2) 消費税については課税の繰り延べはありません。

【3】対象となる法人と適用時期は？

① 完全支配関係（100%出資関係）がある法人が対象です



(注) この他にも色々な支配関係のパターンがあります。

② 適用時期は平成22年10月1日

寄附金については平成22年10月1日以後に支出するものについて、譲渡については平成22年10月1日以後に譲渡するものについて適用されます。



五条の大橋で弁慶と渡り合った牛若丸は、一本歯の下駄を履いている。一見すると歩きにくそうだが、この下駄は本来は山を登るために発明された物で、現在でいえば登山シューズにあたるもの。実際に、山を登る時は普通の二本歯の下駄よりもすべりにくく歩きやすいが、なぜ牛若丸がそれを履いていたかという、鞍馬山で修行をしていたためである。

〜牛若丸の下駄〜

ミニコラム

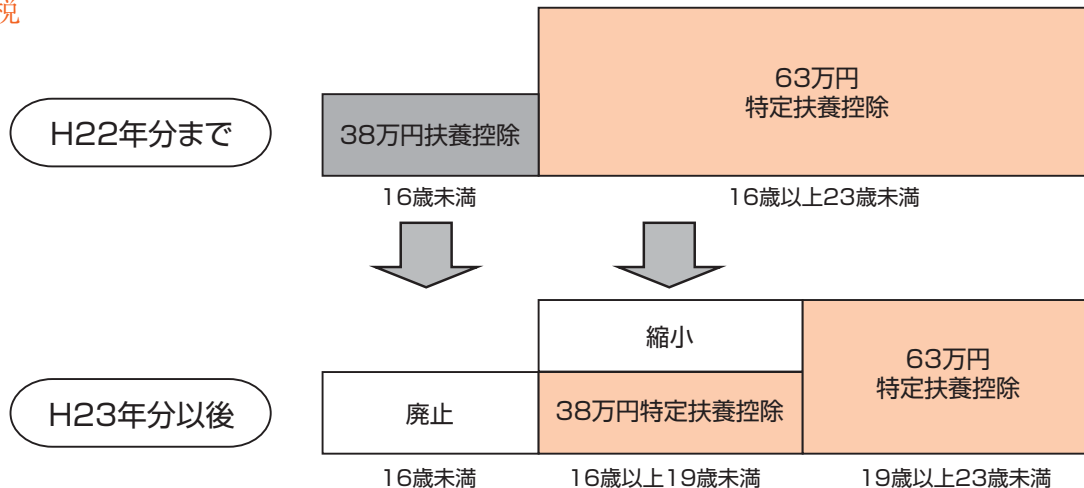
①所得税及び住民税の扶養控除の見直しがあります！

平成22年度に創設される子供手当や高校の授業料実質無償化の財源にあてるため、扶養控除は平成23年から一部縮小されることになりました。そのため、所得税や住民税は増税となります。

<適用時期>

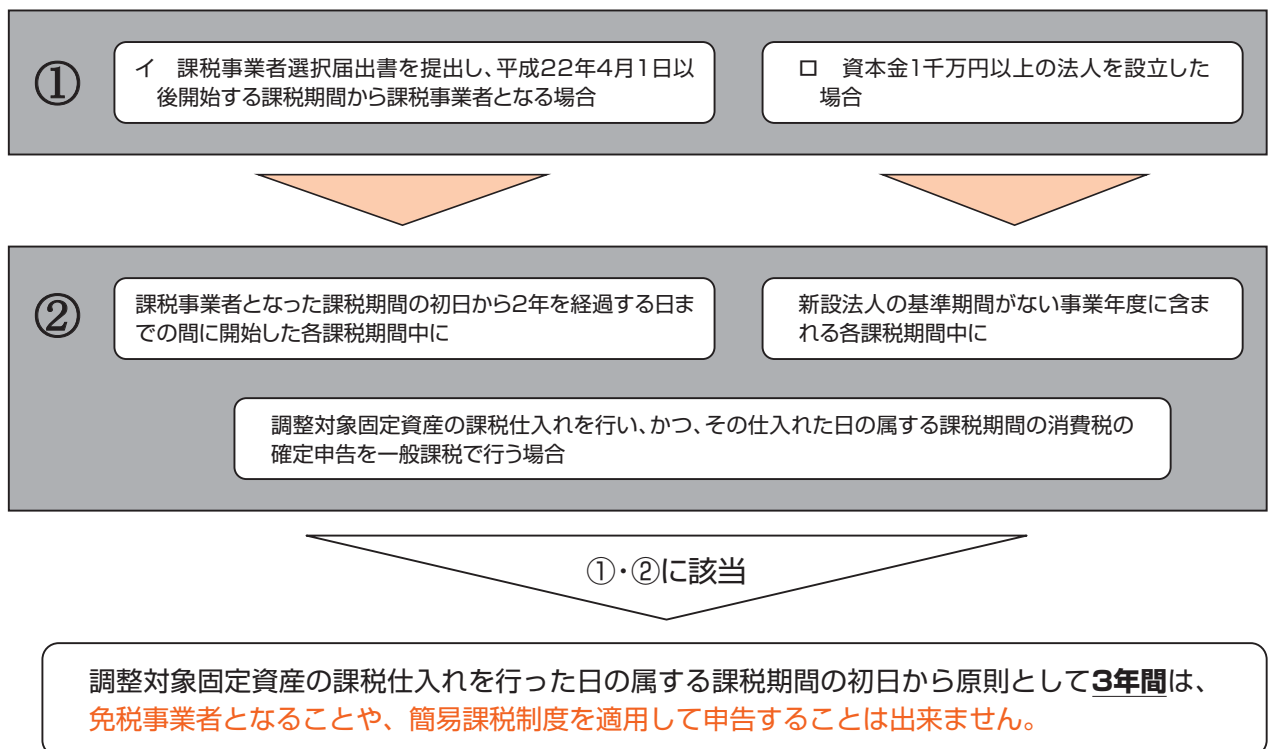
平成23年度分以後の所得税及び平成24年度以後の個人住民税について適用されます。

●所得税



②消費税法の一部が改正されました。

平成22年4月1日以後に、次の①、②のいずれにも該当する事業者の方は、免税事業者となることや簡易課税制度を適用して申告することが、一定期間制限されることとなりました。

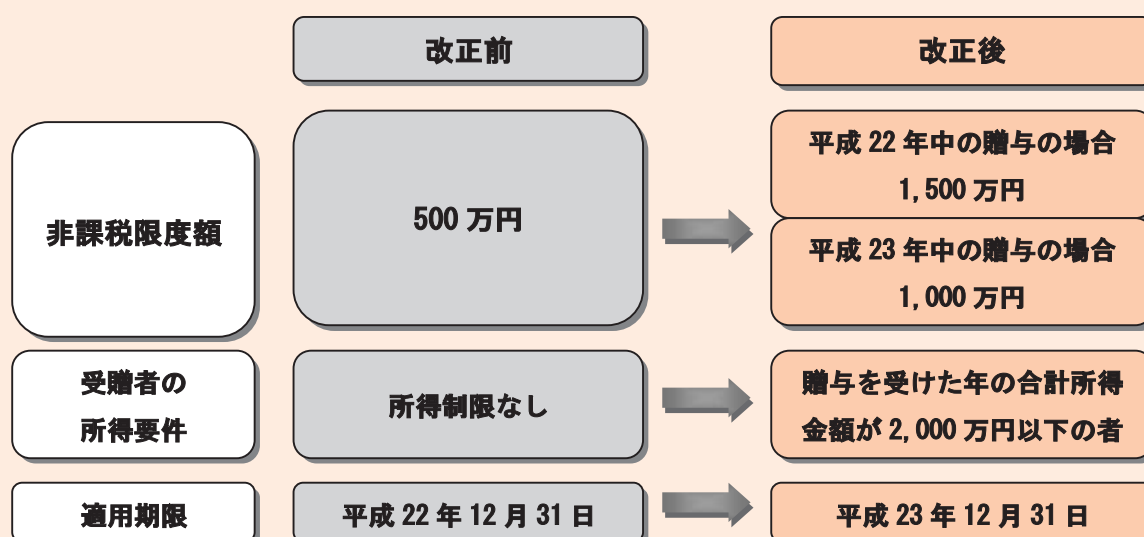


解体新書（住宅取得資金の贈与制度あれこれ）

平成15年から実施されている相続時精算課税制度は、従来からの相続税及び暦年課税方式の贈与税制度と全く異なった視点から設計された制度で、特定の親（原則65歳以上）から特定の子（20歳以上）に対してその財産を生前贈与しても2500万円までは贈与税を課さないものの、いざ相続が発生した時はその生前贈与財産を親の相続財産に取り戻して相続税を精算計算するというもの。とても有利な制度のように思えるけれど、相続税計算上結果的には親の相続財産はちっとも減らないので、わたしたち税理士もあまりお勧めしていないのが現状。そこでこの制度を選択している場合で、住宅取得資金の贈与をした時は、更に1000万円を上乗せし、しかも親の年齢は問わないとした目玉を出したわけだが、制度利用は遅々として進まず。日本経済の景気浮揚策の一つとして、高齢世代のがっちりため込んだ「お金」を吐き出させようという魂胆だったようだが、政府・官僚の思惑は大外れ。だってね、お金持ちにはメリットがないし、そうでない方々はといえば、将来が不安だし、自分の老後の生活を守るの方が大事なものね。

そこで昨年、瀕死の麻生政権に登場したのが、直系尊属からの住宅取得資金の贈与の特例（贈与税の非課税）。相続時精算課税選択時にも適用可と相成った。21年1月1日から22年12月31日までの間に20歳以上の者がその直系尊属から住宅取得資金の贈与（死因贈与を除く）を受け、その資金で自己の居住用家屋を新築等した場合にその資金のうち500万円までの金額は贈与税を非課税とする制度。これは結構、特に富裕層を中心に利用が多かったようです。だってね、確実に親の財産は減りますもの。

今年度の改正内容は、この500万円までの金額の非課税措置を平成22年中の贈与は1500万円、23年中の贈与は1000万円まで引き上げるというもの。ただし、昨年の非課税制度では贈与を受ける者の所得につき制限はありませんでしたが、22年及び23年中の贈与では、その贈与を受けた者の贈与を受けた年分の所得が、2000万円以下に限定されました。22年中の贈与については、昨年の旧法との選択適用が可能です。もちろん相続時精算課税選択時でも適用されます。これは是非々々ご活用いただきたいところ。ただし、相続時精算課税選択時の従来からの1000万円上乗せは廃止されます。



株式会社ミナシマ自動車販売

〔会社経歴〕

平成12年12月に個人商店にてユーポス橿原店を創業
 平成16年3月に資本金300万円にて有限会社ミナシマ自動車販売を設立
 平成20年3月に社名を「有限会社」から「株式会社」に改称
 それに伴い資本金2,000万円に増資

〔仕事内容〕

自動車・中古自動車の売買、自動車用品・部品の販売、自動車の点検整備・修理並びにそれらの斡旋・仲介

今回は代表取締役の南島忠男様にお話をお聞きしました。

Q：創業されるまで、苦労されたこともあったのではないのでしょうか？

社長：兄が家業のガソリンスタンドを継ぐことになった時、将来は自分も車関係の商売で独立したいと思い、家を出ました。それから、住込み工員として働き、専門学校へ通い、資格などを得ました。最終創業するまでには12年かかりましたが、今では父の顔があってこそだと思っています。



南島忠男社長



Q：日頃、従業員に言っておられる事があるそうですが？

社長：はい。常に周りを見て、何事も一生懸命に。それも、100%の力ではなく、120%を出し切って、と言っております。ミスがあれば全員を集めて、厳しく注意したり、仕事などでわからなければ何十回、何百回と言っていくつもりです。

Q：他とは違う！お客さんがユーポスで車を売るメリットは？

社長：現在お客様のニーズが多種多様になって、在庫を抱えないと売れなくなっています。そこで、ユーポスで買取られた車は「ベイ・オーク」というオート・オークション



で速やかに販売されます。相場変動リスクや駐車スペース・管理費などの在庫コストを最低限に抑えることや、本部による買取り代金立替システムなどがあり、運転資金が少なくすんで余分なコストがかからないので高額査定につながるのです。



Q：最近始められた趣味などありますか？

社長：HPのブログですかね。一回自分でしてみればと言う掛声で、立ち上げてみれば、どんだのめりこんでしまったみたいなの…。後は、走るのには苦手なので、クロスバイクや筋トレで運動するなど…最近ではすごく時間が足りないです。

Q：最後にひとことおねがいします。

社長：今の買取り店を地盤として、車にまつわるカーライフに力を入れていきたいと考えています。「有言実行」の精神で、今後も初心を忘れずに前進していきたいと思っています。

株式会社ミナシマ自動車販売

ユーポス橿原店：奈良県橿原市葛本町678-6

TEL 0120-736-118

ホームページ

<http://www.u-pohs-nara.co.jp/>

ユーポス香芝店：奈良県香芝市旭ヶ丘1-30-2

TEL 0120-720-655

ユーポス葛城店：奈良県葛城市北花内626-4

TEL 0120-69-8750

初めてお会いしたのが、もう10年前…笑顔のさわやかな明るい青年という印象が今でも残っています。とてつもない頑張り屋さん。ゼロから始めて、気がつけば、年商5億円の事業に。本当に頭が下がる思いです。これからも期待してますからね！

(税理士 辻井 賢博)

テレビの「特別出演」って何？

テレビや映画のテロップの最後の方に「特別出演」といった文字が書かれていることがある。この「特別出演」というのは、主役と同じまたはそれ以上のランクの俳優が、脇役として出演する際の敬意の表れで、大物俳優がダダをこねないよう配慮のため、使用される言葉である。逆に「特別出演」なら出演オッケーといった要望も頻繁にある。当然、ギャラも特別待遇といったケースも多いようだ。

～辻井会計の新入職員紹介～



第2課 松本 人士

本人から一言

昨年8月に入社した松本です。まだまだ勉強不足ですが、皆様のお役に立てるよう頑張ります。よろしくお祈いします。

趣味：山菜採り



私たちの業務のご紹介

私ども税理士事務所は、税務、会計に関する業務を中核に、お客様の日常的に発生する諸問題をお客様と一緒に受け止め、悩み、考え、解決する集団です

お客様の健全な継続と発展のために、コンプライアンスを掲げ、危機管理にも配慮しつつお客様の事業努力の成果としての適正な決算・申告等のお手伝いをします

お客様の事業継承及び財産継承のお手伝いをいたします

(業務内容)

- 1 個人の方、法人の方の所得税や法人税の申告相談、決算報告書の作成、各種確定申告書の作成などをいたします
- 2 相続税や贈与税の申告相談などをいたします
- 3 スムーズな事業継承や財産継承のための事前の対策のお手伝いをいたします
- 4 危機管理の一環としての保険指導をいたします



私ども税理士事務所では、特に営業というセクションは設けておりません

わたくしどもは、職員の一人ひとりが自分の仕事を確実に誠意をもって実践することが、信用であり、営業であると信じております
ご信頼をいただくことのできたお客様からの新たな関与先のご紹介こそがわたくしどもの営業であり、わたくしどもの誇りであると考えます

お客様からのご紹介、歓迎いたしております

辻井税理士事務所は、地域にあって、お客様の視点で、お客様と共に、グローバルな観点から、お客様をしっかりとお支えする税理士事務所です

平成22年度税制改正説明会のご案内

来る平成22年6月18日(金)、午後1時30分より大和高田経済会館にて、平成22年度税制改正の説明会を開催いたします。参加人員は問いません。参加費も無料です。詳しくは別紙をご参照下さい。



事務所からのお願い

所得税・消費税の確定申告時期は、贈与税の確定申告も行われることとなっております。この時期は、私ども税理士事務所は、一年で最も忙しい時期を迎えます。そのため、自社株式の評価額計算及び不動産の評価額計算につきましては、財産の事前評価依頼書により申し込みをしていただくこととなっております。誠に勝手ながら申込依頼書の締切日は毎年11月30日とさせていただきます。

お早めの御連絡をお待ちしております。